

# 仕様の差異について

システム	項目他	差異概要	記載先	2016.4時点で考慮頂きたい事項	検討結果
スイッチング支援システム	需要者名、連絡先氏名、主任技術者氏名	入力文字数	取扱マニュアル(スイッチング)P27	—	—
	住所、建物名	入力文字数	取扱マニュアル(廃止)P27	—	—
	接続供給廃止年月日	入力ルール	取扱マニュアル(廃止)P20	—	—
30分電力量提供(確定使用量)	高圧小口の使用量算定期間	1日制と分散制	運用事例集P6	準備期間をおいて頂きたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京以外の9社については、繰上げを選択いただける地点数に限りはあるものの、H28.4時点においては、「繰上げのみのご選択いただけるエリア」あるいは「任意にご選択いただけるエリア」となっております。</li> <li>東京については、上限に達するまで「繰上」も選択いただけますが、「分散」を推奨いたします。</li> </ul>
	データ更新パターン	更新データの提供ファイル名 差分提供が基本だが一部全件提供	運用事例集P9～14	P12関西低圧はファイル名の検針日と格納されるレコードが異なる状態のため、P10に合わせていただきたい	対応を検討しましたが、2016.4時点ではどうしても対応しかねるため、現仕様でお願いいたします。
	対象年月	1日付高圧小口の設定年月	運用事例集P20	—	—
	部分供給、自家補別供給での供給地点特定番号の扱い	供給地点特定番号の付与(同一か否か)	運用事例集P37	契約形態の変更に起因して供給地点特定番号を変更しないでいただきたい	<ul style="list-style-type: none"> <li>新電力および旧一般電気事業者小売部門による部分供給においては供給形態が変更しても新電力向けの供給地点特定番号が変更になることはありません。</li> <li>なお、北陸電力では旧一般電気事業者による1社供給から、新電力と旧一般電気事業者による部分供給になった場合には、新電力へ新しい供給地点特定番号が発番されます。</li> </ul>
小売-送配電間通信規約の追加質問事項まとめ	月間確定使用量MSGファイル名の「検針日」の記載日付	基本検針日、実検針日、項番91 使用量が確定した日、 基準検針日と異なる	項番91	検針日/計量日の前日までが料金算定期間であるため、ファイル名の検針日-1日までの電力量が格納されるようにしていただきたい	対応を検討しましたが、以下の理由等により、対応が難しい状況です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>定例検針:計量日制をとる会社があること他</li> <li>廃止分:廃止日時指定内容により、廃止日当日に検針する場合がありますこと</li> </ul>